

## BELS申請 料金表

株式会社 I-PEC

別表第2 ※ 消費税(10%)が含まれています。単位：円

## ■ 一戸建ての住宅

区分 A	申請料金 <sup>※2、※3、※6</sup>
単独申請	49,500
併願申請 <sup>※1</sup>	27,500
計画変更申請	33,000

■ 共同住宅等<sup>※4、※5</sup> 【住戸の審査】

区分 B	申請料金 <sup>※2、※3、※6</sup>		
単独申請	住戸の数	4住戸以下 <sup>※7</sup>	33,000×m
	評価対象の住戸の床面積の合計	～300㎡以下	121,000+3,300×m
		～2,000㎡以下	154,000+2,200×m
		～5,000㎡以下	187,000+2,200×m
		～10,000㎡以下	220,000+2,200×m
	10,000㎡超え～	別途見積	
併願申請 <sup>※1</sup>	上記審査料金の1/2の額		

※ m・・・評価対象住戸数

■ 共同住宅等<sup>※4、※5</sup> 【建物全体の審査】

区分 C	申請料金 <sup>※2、※3、※6</sup>
単独申請	下記表の合計
併願申請 <sup>※1</sup>	上記審査料金の1/2の額

【表イ】 (住戸)		住戸部料金	
単独申請	住戸の総数	4住戸以下 <sup>※7</sup>	33,000×M
	全ての住戸の床面積の合計	～300㎡以下	121,000+3,300×M
		～2,000㎡以下	154,000+2,200×M
		～5,000㎡以下	187,000+2,200×M
		～10,000㎡以下	220,000+2,200×M
	10,000㎡超え～	別途見積	
【表ロ】 (共用)		共用部料金	
単独申請	建物全体の床面積が2,000㎡以下	共用部分に設置される設備が照明設備のみの場合	55,000
		上記以外	110,000
	建物全体の床面積が2,000㎡超	共用部分に設置される設備が照明設備のみの場合	88,000
		上記以外	165,000

※ M・・・一棟の住戸総数

## ■ 申請料金の取扱いについて

- ※1 併願申請とは、当機関にて省エネに関する審査を実施済みで、かつ省エネに係る評価方法が同一の計算内容等で申請がおこなわれることで、合理的に審査できると当機関が判断した場合に適用します。  
なお、区分B及びCの併願申請料金については千円を上限に切り捨てることができます。
- ※2 当機関が評価書を交付した物件の計画変更に係る申請料金は、該当する上記区分BまたはCのそれぞれの単独申請料金の2分の1を乗じた料金とします。  
なお、計画変更料金については千円を上限に切り捨てることができます。  
他機関にて評価書を交付した別件の場合は、別途見積とします。
- ※3 国土交通大臣が認めた型式住宅等にあつては、適用される料金に10分の8を乗じた料金とします。(上記、※2にも適用します。)  
ただし、評価する内容が合理的に審査できる場合に限りです。  
なお、上記により算出した料金については千円を上限に切り捨てることができます。
- ※4 店舗付き住宅又は長屋住宅は、共同住宅等に含まれます。
- ※5 共同住宅等は、「住戸のみ」又は「住戸及び住戸の共用部」の評価を行っています。  
なお、複合建築物(共同住宅等に店舗等が併設された場合)の評価および非住宅部分の評価は行っていません。
- ※6 料金には「シール」又は「プレート等」の料金は含まれていません。
- ※7 住戸部分の床面積の合計が300㎡以下のものに限りです。  
(当該床面積が300㎡を超える場合は、床面積に応じた料金表を適用します。)
- \* BELS 評価書を再発行する場合の料金は一通につき4,400円となります。

制定：平成28年 9月 16日

改訂：平成29年 4月 1日

改訂：令和3年 4月 1日

(評価等級変更に伴う料金見直し) 改訂：令和4年11月 1日

(インボイス制度に伴う料金見直し) 改定：令和5年 9月 16日